

「みんなの公共サイト運用ガイドライン改定に関する研究会」開催要綱（案）

1. 開催の目的

高齢者や障害者を含む誰もが公的機関のホームページやウェブシステムを利用することができるよう、総務省は平成 17 年にウェブアクセシビリティに関する日本産業規格（JIS X 8341-3）対応の取組を支援するため、その対応項目と手順等を示した「みんなの公共サイト運用モデル」を策定し、その後、平成 28 年に JIS の改正に伴い「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（以下「運用ガイドライン」という。）に内容を改定し、公的機関の取組を推進してきたところである。

今般、再び JIS の改正が予定されていること、また、デジタル庁が発足し、関連するガイドラインやガイドブックが存在することから、現状に即して運用ガイドラインを改定する必要性が生じており、その改定に当たって必要な知見や実務者の意見等を結集することを目的に本研究会を開催する。

2. 名称

「みんなの公共サイト運用ガイドライン改定に関する研究会」（以下「研究会」という。）

3. 研究会の事務局

研究会の事務局は、総務省情報流通行政局参事官及び総務省から令和8年度に「公的機関のウェブアクセシビリティ対応の促進に関する調査研究」を請け負った（株）電通デジタルが担当する。

4. 研究会の検討事項

研究会は、次の項目について検討を行う。

- (1) 運用ガイドラインの改定方針
- (2) 運用ガイドラインの改定
- (3) その他公的機関のウェブアクセシビリティ対応の促進に必要となる事項

5. 開催時期・方法

8月下旬に第1回を開催し、以降令和9年3月までに合計7回の開催を予定

第1回及び第7回はオンラインによる公開とし、第2回～第6回は自由活発な議論を促進するため非公開とし、総務省ホームページ上に議事概要を公開する。

6. 構成員等

別紙に記載のウェブアクセシビリティや障害者関連施策に関する有識者（障害当事者を含む）、地方公共団体、関係府省庁等とする。

7. 運営

- (1) 研究会の座長は情報流通行政局参事官が指名する。
- (2) 座長は、研究会の司会進行を行う。
- (3) 研究会の副座長は、座長が指名する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に研究会の出席を求め意見を聞き、又は臨時の構成員を指名し、研究会に出席させることができる。
- (5) その他、研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

8. 研究会の成果

研究会での議論を踏まえ令和9年3月を目途に運用ガイドラインの改定を行い、翌年度以降必要な周知啓発を実施する。

以上

みんなの公共サイト運用ガイドライン改定に関する研究会

構成員名簿

【有識者(敬称略)】

- | | |
|--------------------------|--------|
| ● 東洋大学 名誉教授 (座長) | 山田 肇 |
| ● 静岡県立大学 名誉教授 | 石川 准 |
| ● 特定非営利活動法人アイ・コラボレーション神戸 | 板垣 宏明 |
| ● 株式会社インフォアクシア 代表取締役社長 | 植木 真 |
| ● ウェブアクセシビリティ基盤委員会 委員長 | 太田 良典 |
| ● グローバルデザイン株式会社 代表取締役 | 白旗 保則 |
| ● 株式会社フューチャーイン | 内木 英一 |
| ● 日本アイ・ビー・エム株式会社 | 福田 健太郎 |

【地方公共団体・独立行政法人】

- 茨城県神栖市
- 埼玉県川越市
- 東京都
- 京都府京都市
- 山口県下関市
- 独立行政法人 国民生活センター
- 独立行政法人 国立科学博物館

【府省庁】

- デジタル庁
- 総務省
- 外務省
- 厚生労働省
- 農林水産省